第 号 議

県 大 分 県 ポ立 ス ポ ツ 規利 則用 の規 則 部の 改部 正改 正 に 0 11 て

大 分 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> ス ツ 施 設 提利施 出用設 を す る 規 則 を 次

令 和 六 年 三 月 +日

大 教 分 県 教 員 育 委 員 会 教 育 崎 長 職 務 哲 代 理

者

朗

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \emptyset

る

育

委

大 分 県 <u>\forall .</u> ス ポ ツ 施 設 利 用 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 す る 規 則

よ大 分 県 改 <u>\\</u> ス ポ 1 ツ 施 設 利 用 規 則 昭 和 五. +兀 年 大 正 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第二 号) \mathcal{O} 部 を 次

 \mathcal{O}

う

に

正

す

る。

る

削 第 条 第 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 大 分 県 立 庄 内 屋 内 競 技 場 以 下 庄 内 屋 内 競 技 場 と 11 う 0 \mathcal{O} 項 を

す る 第 Ξ 条 第 三 項 を 削 ŋ 同 条 第 兀 項 中 前 =項 を 前 項 に 改 8 同 項 を 同 条 第 三 項 لح

利 号 様 用 第 第 許 式 兀 可 号 条 書 を 様 第 式 第 第 項 六 兀 に 中 号 号 ょ 様 様 ŋ _ 式 式 庄 を 内 を に 削 屋 改 り 内 を \otimes 競 削 同 技 る。 条 場 第 に 庄 あ 内項 0 屋 中 7 内 は 競 第 大 兀 技 分 場 号 県 様 に 立 あ 式 庄 0 内 を て 屋 は \neg 内 第 大 競 分 \equiv 号 技 県 立 様 場 式 利 庄 用 内 に許 屋 可 内 申 競 第 請 技 場 五書

用様 九改 許 式 号 \otimes 第 様 七 可 変 式 条 更 第 承 第 に 庄 認 八 ょ 内 項 **り** 号 中 書 屋 様 内 第 式 を 競 第 十 削技 七 二号 に 号 り 場 改 に 様 式 め同 あ 式 条 0 て 第 を を」 は \neg 庄 項 大 第 を 内中 分 五. 削屋 県 묽 る。 第 内 立 様 競 +庄 式 技 号 内 場様屋 に に 式 内 \sqsubseteq 競 あ を 技 0 第 て 場 八 は第 利 号 用 大 七 様 分 号 許 式 県 様 可 立式庄 変 を 更 庄 内に承 第 屋 認 六 内 申 号 競第請 様 技 +書 式 場 __ 利 号 第 に

第 八 条 中 削 庄 る。 内 屋 第 内 +競 三 号 技 場 様 に 式 あ つを様 て 第 は 大 九 分 号 県 様 式 立 庄 内に 屋 内 競 第 技 +場 兀 利 号 用 様 中 式 止 届 を 第 第 ++ 五 号 号 様 様 式 式 に に改

様 式 を 削 第 兀 号 様 式 を 第 号 様 式 لح L 第 Ŧī. 号 様 式 を 第 兀 号 様 式 とす る

界十二号様式を削り、 界九号様式を削り、 界六号様式を削り、 りり、 り、第 第 十号様式を第七号様式とし、七号様式を第五号様式とし、 第 十三号様式を第九号様式とし、 とし、第十四号様式を第十号様式とす第十一号様式を第八号様式とする。第八号様式とする。

る。

第 第 第

第 + Ŧī. 号 様 式 を 削 る。

附

0) 規 則 は則 令 和 六 年 兀 月 __ 日 カゝ 5 施 行 ごする。

提 案 由

備

き、 す 地 る必 大 方 分 自 要が 県 治 立法理 あるので提案する。庄内屋内競技場の管 屋和 内 完競技場 一十二年 の法律 理 第 に六 係 十 係る事務を由布4下七号) 第二百円 市五 ・ に委託することに十二条の十四第一 伴項 い、規 規定 流定を整 とに基づ

0 大分県立スポーツ施設利用規則(昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

				第	第	
2 第 2 (前 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条	(削	場(大分)	うーン大	第二条		
((((((((((((((((((((削る)	場」という。)(以下「フェンシング場大分県立フェンシング場	 センタ マンタ	スポーツ施設の利用時	(利用時間)	7/-
	(削る)	午前八時三十分から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時まで	利用時間は、次の表のとおりとする。		改正案
3 2 第 2			T T	第一一	第	
2 (株業日) 第三条 (略) 2 (略) 2 (略) 1	場」という。) (以下「庄内屋内競技場大分県立庄内屋内競技場	場」という。) (以下「フェンシング場	5 工 光	第二条 スポーツ施設の利用	(利用時間)	
い休日でない日) (休日に当たるときは、その日後において、その日月三日まで (休日に当たるときは、次のとおりとする。 競技場の休業日は、次のとおりとする。	午前九時から午後十時まで	午前八時三十分から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時まで	利用時間は、次の表のとおりとする。		現行

3 育 に 定 開 に 業 カコ 定 会 す カュ 管 \mathcal{O} る わ 理 ر ح ح 承 5 者 認 ず は が で 臨 特 き 時 12 る。 な に 必 休 この れ 業 が ば L あ な 場 る 合 又 な は 認 に 前 お 8 11 る 項 لح て き は に 規 は あ 定 5 す 前 る カコ ľ 項 休 \Diamond 業 0 教 日 規

利 用 許 可 \mathcal{O} 申 請

委

員

を

受

け

け

5

第 兀 لح ス す ポ 条 る グ ツ ŧ ス 場 様 セ ポ \mathcal{O} 式 に は 1 タ あ ツ 0 施 武 7 利 道 設 は 用 ス ポ 大 設 許 分 可 1 備 県 申 ツ を 立 請 セ 含 書 フ ン む タ エ 第] 以 ン シ に 下 ン 号 あ 同 グ 様 ľ 0 7 場 式 利 は 用 に 大 を ょ 分 利 許 県 可 り 用 申 立 L 請 フ 武 ょ j 書 エ 道 第

指 定 管

玾

第

号

ょ

ŋ

2 用 ス 者 ポ に 指 可 定 利 書 ツ 管 用 セ \mathcal{O} 理 第 者 許 タ 可 は を 号] 申 様 に ス 請 式 あ ポ L 0 な て を ツ け 施 は れ 大 フ 設 ば 分 エ \mathcal{O} な 県 利 ら シ 立 用 な 武 を グ 道 許 場 ス 可 ポ す に る あ と 0 ツ て セ き は は 大 タ 分 武 県 利 道 2

申 請 者 に 交 付 す る Ł \mathcal{O} لح す る

立

フ

シ

ン

グ

場

利

用

許

可

書

第

兀

号

様

式

を

利 用 可 \mathcal{O} 変 更 0 承 認 \mathcal{O} 申 請

第 七 申 は 者 タ 条 グ] لح 武 場 道 利 V ス 第 用 ス う ポ ポ あ 許] 号] 0 可 ツ 様 変 ツ て は 施 式 は 更 セ 設 大 承 ン 当 \mathcal{O} に タ 分 認 該 利 ょ 県 申 1 許 用 n 立 請 に 可 \mathcal{O} 書 フ あ \mathcal{O} 許 0 工 内 可 第 7 ン 容 を シ 五. は 受 を 뭉 大 変 け ガ 様 分 更た 場 式 県 L ŧ ₩. 利 ょ に 0 用 武 う ょ 道 許 と り、 以 ス 可 す ポ 下 変 更 フ る ツ لح 利 エ 承 き 認 セ 用 第

指 定 指 管 定 理 管 者 理 は 者 前 変 項 更 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 承 定 認 12 \mathcal{O} ょ 申 る 請 申 を 請 L な を け 適 れ 当 ば لح な 認 ら め な る لح き

2

4 に定 育 開 委 に 指 員 業 か 定 会 す カコ 管 る \mathcal{O} わ 理 承 5 者 認 と ず は が を 受 で 臨 特 け き 時 に な る。 に 必 け 休 要 れ 業 が ば \mathcal{O} L あ な 場 る 6 合 又 な 認 は に お 前 8 三 る 1 لح て 項 は に き 規 は 定 あ 5 す 前 か る 休 項 \Diamond 業 \mathcal{O}

> 日 規

教

利 用 許 可 \mathcal{O} 申 請

内 لح 兀 者 ス ン 第 シ ポ す に 屋 条 利 内 ン る 用 号 グ ツ ŧ 競 ス 場 \mathcal{O} ポ 技 様 セ 許 場 式 に は] 可 タ 利 あ ツ を 施 用 に 1 0 武 申 許 ょ 7 利 道 設 請 用 可 1) は ス L 申 大 ポ 設 許 な 請 庄 分 可 1 備 け 書 内 県 申 ツ を れ 屋 立 請 セ 含 ば 第 書 内 フ ン む な 競 エ タ 6 号 第] 技 ン 以 な 様 場 12 下 式 号 あ に 同 グ 様 あ 0 ľ 場 7 に 0 式 ょ て 利 は 用 に 大 ŋ は を ょ 大 許 分 利 指 分 可 ŋ 県 用 県 申 立 定 管 立 請 フ 武 ょ 理 庄 書 道 エ

場 立 用 ス 式 許 ポ 指 を エ 定 可 あ 申 書 ツ 管 0 請 シ セ 理 て 者 第 ン 者 ン は に 兀 グ タ は 大 交付 場 1 号 分 県 利 様 に ス するも ポ 用 式 あ 77 許 0 庄 を、 て 可 ツ 内 0) は 施 書 屋 لح 大 設 フ す 内 分 第 エ \mathcal{O} 競 る 県 ン 利 五. 技 シ <u>\</u> 用 号 場 武 様 ン を 利 式 グ 道 許 用 場 ス 可 許 ポ を す 可 あ る 書 庄 ツ لح 0 て セ き 内 第 屋 は ン は タ 六 大 号] 競 分 武 様 技 県 利 道

利 用 許 可 \mathcal{O} 変 更 0 承 認 \mathcal{O} 申 請 等

2 県 申 は 七 ょ シ 者 タ り 立 指 条 ゲ 武 庄 定 指 場 道 内 利 管 V ス 定 屋 第 に 用 ス 5 ポ 理 管 内 あ 許 ポ 八 者] 理 競 号 0 可 ツ は 者 て 変 ツ 技 様 は施 に は 更 場 式 セ 設 前 変 利 大 承 ン 当 項 \mathcal{O} 更 用 分 認 タ に 0) 該 利 0 県 許 ょ 申 1 許 用 規 承 立 可 V) 請 に 可 定 \mathcal{O} 認 変 書 フ あ \mathcal{O} 許 に \mathcal{O} 更 庄 エ 0 内 可 ょ 申 て 内 ン 第 承 容 る 請 を は 認 屋 シ 七 受 申 を を 号 申 大 内 L 請 変 け 請 グ 様 分 競 な を 更 た 場 県 書 技 式 け 適 L t ₩. 場 利 れ 当 ょ \mathcal{O} 第 用 に 武 に ば う ょ 渞 九 許 あ なら لح 認 以 1) 뭉 可 ス め す ポ 下 様 7 変 る る 更 は フ と 大 承 エ ツ 利 認 分 セ き 用

第一号様式・第二号様式 (略)	第九条~第十二条 (略)	を よつタ、条利 のとまり で 引 道 利 の とけ	号様式)をにあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書(第八ンター利用許可変更承認書(第七号様式)を、フェンシング場は、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセ
第一号様式・第二号様式 (略)	第九条~第十二条 (略)	(利用の中止届) (利用の中止届) (利用の中止届) (利用の中止届) (利用の中止届) (利用の中止届) (利用の中止届(第十三号様式)により、フェンシング場あつては大分県立フェンシング場利用中止届(第十三号様式)により、アニンシング場により、庄内屋内競技場にあつては大分県立武道スポーツ を利用を中止しようとすると ちのとする。	一号様式)を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競人にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書(第十分)ンター利用許可変更承認書(第十号様式)を、フェンシング場は、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセ

<u>第8号様式</u>(第4条関係)

大分県立試道スポーツセンター利用許可書

第号

鸓

印

号

様式

(第

四条

関係

年 月 日付けで申请のあつた大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分 県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名											
利 用 設 備											
利用の目的											
利用の日時	年 月	日 曜日	午前 午後	時	分~	年 月	日	曜日	午前 午後	時	分
利用責任者の 住所及び氏名						電	活番・	号()	_		
入場科等の徴収 の有無	有 無	入場料 種類及			円	入場子 人	定員	延		J	(
使 用 料		積算 円	村訳								
			(附属	分備使用	料につ	ついては、	、別:	途通知	します。)	
使用料納付期限		年 月	田岩	きで							
許可条件											

<u>第4号様式</u>(第4条関係)

大分県立試道スポーツセンター利用許可書

第 号 年 月 日

殿

印

年 月 目付けで明書のあつた大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分 県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名						
利 用 設 備						
利用の目的						
利用の日時	年月日	曜日 午前		年 月 日	曜日 午前 午後	時 分
利用責任者の 住所及び氏名				電話番	号() 一	
入場料等の徴収 の有無		入場料等の 種類及び額	円	入場予定 人 員	延	Х
		積算内訳				
使 用 料	円					
		(附属	麗役備使用料につ	いては、別	途通知します。)
使用料納付期限	年	月日	まで			
許 可 条 件						

第3号様式(第4条関係)

第四

号

様

式

第

兀

条

関

係

大分県立庄村屋村競技場利用許可申請書

年 月 日

(第四条

関

係)

殿

住所 申請者 氏名 「団体にあつては、その」 名称及び代表者の氏名

郵便番号 電話番号()

下記のとおり大分県立庄内屋内綿技場の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施 設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用目的												
利用日時	年	月	目	曜日 午前 午後	時	分から	年	月日	曜日	午前 午後	時	分まで
利用施設名	射	場		第一会議	室	第二	会議室	Ξ	第三会	議室		
利用責任者 の住所及び 氏名							電	舌番号()	_		
※受付年月日	1			※許可年	月日			※許可	可番号			
1	Į.	月	日		年	月	目			第		뮥

注 1 「利用施設名」欄は、該当する項目を〇印で囲むこと。

2 ※印欄は、記入しないこと。

<u>第4号様式</u>(第4条関係)

大分県立フェンシング場利用許可書

月 日

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立フェンシング場の利用については、大分県立 スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

利用施設名						
利 用 設 備						
利用の目的						
利用の日時	年 月 日	曜日 午前午後		年 月 日	曜日 午前 午後	時 分
利用責任者の 住所及び氏名				電話番号() —	
入場料等の徴収 の有無		、場料等の 重類及び額	円	入場予定 人 員	延	Д
使 用 料	円	種質/方訳 (附属設備)	使用料について	は、別途)鉄	ロします。)	
使用料納付期限	年	月日	まで			
許可条件						

第6号様式(第4条関係)

大分県立庄内屋内競技場利用許可書

印

月 日付けで申請のあった大分県立庄内屋内競技場の利用について は、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用目的							
利用日時	年	月日	曜日午前 日午後 時	分から 年 月	日 曜日午前午往	時	分まで
利用施設名	射	場	第一会議室	第二会議室	第三会議	Ē	
利用責任者 の住所及び 氏名				電話	番号()	_	
許可条件							

第5号様式(第4条関係)

第

六

号

様 式

第四

条

関

係

大分県立フェンシング場利用許可書

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立フェンシング場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2頁の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名						
利 用 設 備						
利用の目的						
利用の日時	年 月 日	曜日 午前午後		年 月 日	曜日 午前 午後	時 分
利用責任者の 住所及び氏名				電話番号() —	
入場料等の徴収 の有無		大場料等の 重類及び額	円	入場予定 人 員	延	人
使 用 料	円	積算内訳				
		(附属設備)	舞料(ついて)	は、別途)鉄	ひます。)	
使用料納付期限	年	月日	まで			
許 可 条 件				·	·	

第

五.

号

様式

第

七

号

様式

第

七

条

関

係

<u>第6号様式</u> ()	第7条関係
-----------------	-------

大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所 申請者 氏名 (団体にあつては、その (名称及び代表者の氏名) 郵便番号 電話番号() —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のと おり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

12

利用の目的					
変更の内容					
変更の理由					
※ 承認年月日	年	月日	※ 承認番号	第	号
後 用 料					Ħ

注 ※印欄は、記入しないこと。

第5号様式(第7条関係)

第

六

号

様

式

(第

七

条

関

係

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏 名
田体にあっては、その
名称及び代表者の氏名
郵便番号
電話番号() 一

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

12

利用の目的						
変更の内容						
変更の理由						
※ 承認年月日	年	月	В	※ 承認番号	第	号
※ 使 用 料						F
5.5 e-188.1.1						

注 ※印欄は、記入しないこと。

第8号様式(第7条関係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
[団体にあつては、その
| 名称及び代表者の氏名]
郵便番号
電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のと おり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

12

利用	の目	的						
変更	の内	容						
変更	の理	曲						
※ 承認	年月	В	年	月	В	※ 承認番号	第	号
※ 使	用	料						円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第7号様式(第7条関係)

第

八

号

様

式

第

七

条

関

係

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

12

利用の目的							
変更の内容							
変更の理由							
※ 承認年月日	年	月	В	※ 承認番号	第	号	
※ 使 用 料							円

注 ※印欄は、記入しないこと。

<u>第7号様式</u>(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号 年 月 日

印

第

七

号

様

式

(第七

条

関

係

年 月 日付けで申请のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ 施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利	用の	目的				
変	更の	内 容				
		del				
/±	mt.	48	納付済額	今回納付額	備	考
使	用	料	納付済額円	今回納付額円	備	考
		料付期限	円	円	備 まで	考

<u>第10号様式</u>(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号 年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ 施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

_						
利	用の	目的				
変	更の	内 容				
/#s	p#	del	納付済額	今回納付額	備	考
使	用	料	納付済額 円	今回納付額 円	備	考
		料付期限	円	円	備 iまで	考

号様式(第七

第

+

条

関

係

第9号模式(第7条関係)

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所 申請者 氏 名 団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名 郵便番号 電話番号() 一

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7系第1項の規定により申請します。

Ē

利用目的										
変更の内容										
変更の理由										
※受付年月E	3			※承認年月E	3			※承認番号		
Ť	F	月	日	ź	F ,	月 [⊟		第	号

注 ※印欄は、記入しないこと。

係)

<u>第8号様式</u>(第7条関係)

削

る

大分県立フェンシング場利用許可変更承認書

第 号 年 月 日

殿

卸

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利	用の	月	的				
変	更の	內内	容				
-			dest	納付済額	今回納付額	備	考
使	Ħ.	1	料	円	円		
	用料紙			円		まで	

第12号様式(第7条関係)

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書

第 号 年 月 日

殿

囙

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
変更の内容	
変更の理由	
許可条件	

<u>第11号様式</u>(第7条関係)

第

+

号

様

式

第

七

条関

係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認書

第 号 年 月 日

E72

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

_						
利	用の	目的				
変	更の	内 容				
		ded				
/_		del	納付済額	今回納付額	備	考
使	用	料	納付済額 円	今回納付額 円	備	考
	用料納何			円	備まで	考

第十一号様式 (第七条関係)

	第		第
<u>第10号模式</u> (第8系関係)	十	<u>第9号様式</u> (第8条関係)	九
大分県立フェンシング場利用中止届	号	大分県立武道スポーツセンター利用中止届	号様
	様		様
年 月 日	式	年 月 日	式
殿	- 41		
A =r	第	殿	(第
住 所 申請者		住 所	
氏 名	八	申請者	八
[団体にあっては、その]	条	氏 名 (団体にあっては、その)	条 関
し名称及び代表者の氏名 ♪ 郵便番号	関	名称及び代表者の氏名	関
電話番号() 一	係	郵便番号	俘
年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由によ	$\overline{}$	電話番号 () 一)
り利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。			
_		年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。	
₽			
利用の目的		₽	
利用許可期間 年月日曜日午前 時分~年月日曜日午前 時分		利用の目的	
利用計 引 期 同 年 月 日 曜日 午後 時 分~ 年 月 日 曜日 午後 時 カ 利用計可のあつ		C 95	
利用計型のあう た施設		利用計判期間 平月日曜日午後 時分~平月日曜日午後 時分	
		利用許可のあつ	
利用中止の理由			
*		利用中止の理由	
		*	
*		計可年月日 年月日 許可番号 第	
納付済使用料 円 円 注 ※印棚は、記入しないこと。		※	
2		注 ※印欄は、記入しないこと。	
	第		第
<u>第14号様式</u> (第8条関係)	+	<u>第13号株式</u> (第8条関係)	十三号様式
大分県立フェンシング場利用中止届	四	大分県立武道スポーツセンター利用中止届	Ė
	四号様式		무
年 月 日	ガー 样	年 月 日	おお
級	13K	殿	13f =
	1/	etx	11
住 所 申訴者	heter	住 所	~
氏 名	第	申請者	第
「団体にあっては、その	八	氏 名 「団体にあっては、その〕	八
し名称及び代表者の氏名 ∫ 郵便番号	条	名称及び代表者の氏名	条
電話番号() 一	関	郵便番号 電話番号 () <u>一</u>	関
年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由によ	係		仔
年 月 日刊リー第 号で計判りのった施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8系の規定により届け出ます。		年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記の理由により利	
		用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。	
記		-	
利用の目的		記	
利用於豆根B		N B o D 4	
利用計り期間 平月日曜日 午後 時分~ 平月日曜日 午後 時分		利用の目的	
利用許可のあつ		利用的目的 利用許可期間 年月日曜日午前 時分~年月日曜日午前 時分	

						-									
利用の目的															
利用許可期間	年	月	В	曜日	午前 午後	8	†	分~	年	月	В	曜日	午前 午後	時	分
利用許可のあつ た施設															
利用中止の理由															
※ 許可年月日				年	月	В	※ 許	可看	₽ 号			第			号
※ 株子佐田科															_

※ 納付済使用料 注 ※印棚は、記入しないこと。

円

利用中止の理由

※ 許可年月日

※ 納付済使用料

注 ※印欄は、記入しないこと。

年 月 日 許可番号

第15号様式(第8条関係) 大分県立庄内屋内競技場利用中止届 年 月 日 殿 住 所 申請者 氏 名 「回体にあつては、そのしる称及び代表者の氏名」 郵便番号 電話番号() ー 年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由 により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則、第8条の規定により届け出

利用目的												
利用許可期間	年	月	目	曜日 午前 午後	時	分から	年	月	日曜	田 午前 午後	時	分まで
利用許可の あつた施設												
利用中止の 理 由												
※受付年月日	1			※許可年	月日			*	午可番	号		
î	Į.	月	日		年	月	目				第	뮥
24 NOTE 188	. =		A	- 3.								

記

注 ※印欄は、記入しないこと。

ます。

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

1 改正理由

大分県立庄内屋内競技場(以下「屋内競技場」という。)の管理に係る事務を由布市に 委託することに伴い、規定を整備する必要があるため。

※ 管理方法の変更について、下記4参照。

2 改正内容

屋内競技場に係る規定の削除等〔第2条~第4条、第7条、第8条、第3号様式、第6号様式、第9号様式、第12号様式、第15号様式関係〕

3 施行期日

令和6年4月1日

4 管理方法の変更について

令和5年第4回定例会で下記議案①②を可決後・公示(公布)済み。

- ① 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託(令6.1.17公示、令6.4.1施行) ア 経緯
 - ・ 平成3年に旧庄内町からの陳情を受け、平成4年8月に県が施設を整備して以降、 中布市が維持管理を担ってきた。
 - ・ 平成18年度の指定管理者制度の導入後、現在に至るまで、由布市への任意指定により継続して管理運営を行ってきた。しかし、施設の特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことから、利用者の増に向けた取組に限界が見られる状況にある。
 - ・ さらに令和4年度、大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会において、「これ以上のサービス向上やコスト削減の効果が見込めない状況」、「指定管理者制度の趣旨を十分に反映できないため、管理方法の見直しを行うべき」との意見も受けたところである。
 - ・ このような状況を踏まえ、由布市と実務的な協議を行った結果、この度、地方自治 法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14に規定する 「事務の委託」へ管理方法の変更を行うものである。
 - ・ なお、法第252条の14第1項及び同条第3項で準用する法第252条の2の2 第3項の規定により、事務の委託を行うには、議会の議決を経て行う協議により規約 を定める必要がある。

イ 規約の概要

(ア) 委託する事務 屋内競技場の管理に係る事務

(イ) 経費の負担

委託事務の管理及び執行に要する経費は、由布市の負担とする。

大規模な施設及び設備の修繕に係る経費並びに施設と一体となって機能する備品 の修繕若しくは改造又は買換えに係る経費は、県と市が協議して定める。

(ウ) 収入の帰属

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、全て由布市の収入とする。

- ② 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正(令5.12.22公布、令6.4.1施行)
 - ア 改正理由

上記①のとおり管理に係る事務を由布市に委託することに伴う規定の整備。

イ 改正内容

管理の特例に係る規定の追加等